禁止地域の許可基準

特定案内用広告物（野立広告物） 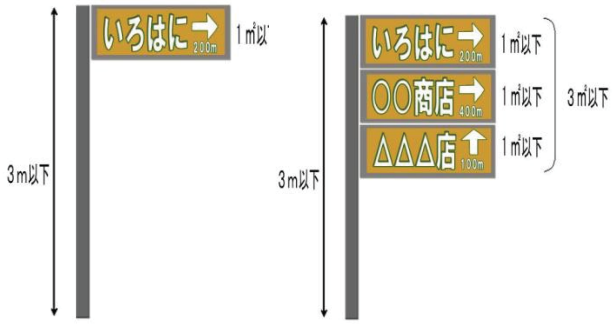 単独　　集合	・自己の住所、事業所又は営業所（以下「事業所等」という。）に係る名称、距離又は方向のみを表示するもの。 ・大きさ　１表示面につき１㎡以内。 ただし、集合広告物は各事業所等に係る表示部分の面積がそれぞれ１㎡以内、かつ、総表示面積が３㎡以内（両面で６㎡以内）。 ・高さ　地表から上端まで3m以内。ただし道路占用許可を受けて設置するものは占用許可の基準による。 ・個数　１事業所等につき特認案内用広告物（野立広告物）とあわせて４個以内
特認案内用広告物（野立広告物） 	・町内会の住宅案内図、県内主要観光地(※)の名称、距離、方向のみを表示するもの。 ・大きさ　表示面の合計７㎡以下 ・高さ　地表から上端まで5m以内 ・けばけばしい色彩でなく、周辺の景観と調和していること(※)。 ・個数　１事業所等につき特定案内用広告物（野立広告物）と合わせて４個以内。
特定案内用広告物（野立広告物以外）	自己の住所、事業所又は営業所（以下「事業所等」という。）に係る名称、距離又は方向のみを表示するものであること。 １表示面につき１㎡以内。ただし、集合広告物は各事業所等に係る表示部分の面積がそれぞれ１㎡以内、かつ、総表示面積が３㎡以内。 広告物の種類に応じた許可基準を満たすこと。
特認案内用広告物（野立広告物以外）	・町内会の住宅案内図、県内主要観光地(※)の名称、距離、方向のみを表示するもの。 ・大きさ　表示面の合計７㎡以下 ・けばけばしい色彩でなく、周辺の景観と調和していること(※)。

※「県内主要観光地」…「島根県観光動態調査」の調査対象地点

※「けばけばしい色彩でない」…「しまね景観色彩ガイドライン」の推奨色